

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 指定管理者監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【指定管理者監査】</p> <p>[施設名] 平和市民公園能楽堂</p> <p>[指定管理者名] 平和市民公園能楽堂共同事業体</p> <p>[所管課] 文化振興課</p> <p>ア 指定管理者に対する事項</p> <p>(ア) 利用料金の算定が適正でないもの 平和市民公園能楽堂条例及び基本協定書の規定では、施設を利用する場合は施設利用料金表に基づき利用料金を算定することとされている。 しかしながら、施設利用料金表の料金区分を誤って算定をしているものが見受けられた。 今後は、算定の根拠を明確にし、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 備品の管理が適正でないもの 基本協定書の規定では、指定管理者は、作成した備品台帳を本協定の期間満了までの間、実際の状況と齟齬が生じないよう適切に管理運営しなければならないとされている。 しかしながら、備品台帳と現品の確認を行ったところ、台帳には記載されているが、現品が確認できないものが見受けられた。 今後は基本協定書に従い適正な備品管理をされたい。</p> <p>イ 所管課に対する事項</p> <p>(ア) 備品の管理が適正でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについ</p>	<p>料金区分を誤って算定した分については誤差分を利用者へ返金いたしました。 今後は、最低でも受付担当者と経理担当で二重チェックを行うことを徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>備品台帳と現品の確認を再度行い、ご指摘のありました件につきましては、廃棄をしていたため、基本協定書に従い適切に廃棄処理を行いました。 今後は、基本協定書に基づき、定期的に備品台帳と現品の照合作業を行うことを徹底し、適正な備品管理を行ってまいります。</p> <p>ご指摘のありました件につきましては、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知を会計課あて提出いたしました。</p>	

ては、決裁を受けて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な管理をされたい。

今後は、指定管理者に対して定期的に備品台帳と現品の照合作業を行うことを徹底するよう指導に努め、規則に従い適正な備品管理を行ってまいります。